２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日までに＿＿財務（支）局長に提出予定

第十三号様式４中「２年」を「１年」に改める。

第十四号様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

１【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十四号様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

４【外国会社報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十四号様式記載上の注意②中「この(2)」を「(2)」に改め、同記載上の注意⑨ｃ中「このｃ及びｄ」を「ｃからｅまで」に改め、同記載上の注意⑨に次のように加える。

ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　四半期報告書又は半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十四号の四様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

１【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十四号の四様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

４【外国会社報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号様式４中「２年」を「１年」に改める。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第三号中「相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する」を「際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する」に改める。

第十一条の四第三項に次のただし書を加える。
ただし、第六条の二第二項第二号に掲げる者が発行登録書を提出する場合であつて、第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第十一条の十一第二項に次のただし書を加える。
ただし、第六条の二第二項第二号に掲げる者が発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第六号様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

１【有価証券報告書及びその添付書類】
会計年度又は事業年度（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
会計年度又は事業年度（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【半期報告書】
半期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
半期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第六号様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

４【外国者報告書及びその補足書類】
会計年度又は事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
会計年度又は事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

５【外国者半期報告書及びその補足書類】
会計年度又は事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
会計年度又は事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定